

令和6年度カジノ管理委員会調達改善計画の年度末自己評価（概要）

令和7年6月30日

カジノ管理委員会

第1 重点的な取組【適切な随意契約の締結】

競争性のない随意契約によらざるを得ない場合であっても、契約予定者から提示された見積書について、見直しの余地が無いかを検討し、価格交渉等を実施。

→ 価格交渉等の結果、当初提示額から 12,124 千円 を削減。

第2 共通的な取組【調達改善に向けた審査・管理の充実】

一者応札となった調達案件について、入札説明書を入手した事業者等にヒアリングを行い、その要因についての一覧表を作成し、改善方法を検討。

→ 次回以降の調達に当たっては、把握された問題点について留意するとともに、十分な公告期間の確保及び仕様書の見直し等について検討を行う。

第3 共通的な取組【調達事務のデジタル化の推進】

入札については、原則、電子調達システムを活用した電子入札及び電子契約とし、入札説明書の交付等についても電子で実施。

また、電子契約が可能と思われる者に対して勧奨を実施。

→ 取組の結果、年度末の電子入札率及び電子契約率はそれぞれ 90.9% (前年度 100%) 及び 50.0% (前年度 44.4%) で推移。

第4 その他の取組（特に効果が認められたもの）

事務所借料について、令和6年度から国庫債務負担行為を活用した契約を実施。

→ 単年度額で前年度から 12,343 千円の削減。

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画									令和6年度年度末自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標		難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		適切な随意契約の締結	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に、決裁への理由の明示及び総務課による審査を行うこととし、必要に応じて契約方式の見直しを行う。また、審査結果を他の案件に活用する。	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合について、その理由等を審査することにより、適正な契約方式の適用を行うため。	B	R3	対象案件について、全件実施する。	R6年度末まで	B	R3	随意契約全件について、随意契約によらざるを得ない理由を精査し、調達方法の検討を行った。	A	随意契約全件(30件)について、随意契約によらざるを得ない理由を精査した。また、新規の調達案件については、随意契約前に公募を実施する等、適切な調達となるよう配慮した。	-	R7年3月まで	-	継続的な取組が必要。随意契約によらざるを得ない場合についても、競争性のある契約への移行や価格交渉を行う等、引き続き適正化に向けての検討を行う。
			競争性のない随意契約によらざるを得ない場合であっても、契約予定者から提示された見積価格に見直しの余地が無いことを確認し、適切な仕様及び価格となるよう、仕様書の見直しや価格交渉の実施により、経済性を確保する。	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合においても、仕様書の見直し等を実施することにより、適正な価格による調達を行うため。	A	R4	対象案件のうち、価格交渉の余地があると考えられるものについて、全件実施する。	R6年度末まで	A	R4	・競争性のない随意契約によらざるを得ない場合であっても、契約予定者から提示された見積書を基に価格交渉や数量調整を実施することにより、経済性・透明性の確保に努めた。 ・これまで競争性のない随意契約を行っていた案件について、各課室と協議を行い、仕様書の見直しを行った。	A	提示された見積書を検討し、当初提示額から12,124千円を削減した(3件)。	-	R7年3月まで	対外秘等の理由により、社内の標準価格に関する資料を入手できない場合がある。また、円安の影響や人件費の高騰等、諸経費額の上昇に伴い、これまで以上に適正価格の判断、価格交渉が難しくなっている。	継続的な取組が必要。他省庁の契約事例等を参考にしつつ、適正な金額となるよう価格交渉を行う。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応れとなった案件及びその要因についての一覧表を作成し、個別案件の要因分析を行う。また、一覧表の更なる活用を図る。		A	R3	対象案件について、全件ヒアリングを実施し、一覧表の作成及び要因分析を行い、改善方法を検討する。また、一覧表を組織内で共有することにより対応策の検討を図る。	R6年度末まで	A	R3	・一者応れとなった調達案件について、入札説明書を入力した事業者等にヒアリングを行い、その要因についての一覧表を作成のうえ、改善方法を検討した。 ・改善方法の検討に当たっては、従来の一覧表の様式を一部改訂し、各要因に係る対応方針の類型欄を追加した。 ・一者応れとなった要因分析を踏まえ、類型ごとに対応方針を整理したチェックリストを新たに作成のうえ、調達仕様書の策定に当たり、各課室と事前協議を行う際に活用することにより、一者応れの改善に係る留意点を周知した。	A	一者応れとなった調達案件(4件)について、その要因についての一覧表を作成し、局内の掲示板に掲載した。	-	R7年3月まで	新たな委託調査案件である場合、参加者要件を満たす技術や人員の確保等が可能である事業者数の情報を十分に収集のうえ、仕様書を作成する必要があるが、これまでの実績がなかったため、結果として厳しい資格要件となっている場合がある。	継続的な取組が必要。類似案件の調達に当たっては、把握された問題点について留意するとともに、公告期間の確保及び資格要件の緩和等について検討を行う。
			前回の入札において一者応れとなった案件については、チェックリストによる事前審査を行い、仕様書や公示期間の見直し等により、競争性を確保する。		A	R4	対象案件について、全件実施する。	R6年度末まで	A	R4	令和6年度においては、前回の入札において一者応れとなった案件はなかった。	A	-	-	R7年3月まで	-	本取組を引き続き実施する。
			予定価格の設定について、情報収集を的確に実施した上で、過去の実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮し、不断の見直しを行う。		A	R5	現下の経済環境や価格の動向等を把握に努め、インターネット検索等を活用しつつ、常に最新の実勢価格の反映に努めるとともに入札参加者から参考見積書の提出を求め、検証を実施する。	R6年度末まで	A	R5	予定価格の作成に当たり、原材料費や賃上げ等、市場動向を把握し、参考見積書と比較することで、より適正な予定価格の作成に努めた。	A	入札に当たっては、全件(11件)について、参考見積書を徴取するほか、インターネット検索による価格の検証を行った。また、物価資料等を活用し、最新の価格の動向を踏まえた予定価格の作成に努めた。	-	R7年3月まで	特に役務契約については、前提条件が異なること等により、事業者によって価格差が大きい。	継続的な取組が必要。予定価格の作成に当たっては、インターネット検索等による実勢価格の検証に加え、見積書を提示させることにより、価格の妥当性を検証する。
○		調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一連の調達手続において、原則、電子調達システムを利用する。		A+	R5	入札公告、調達仕様書等の調達情報については、調達ポータルを活用して電子的に公開し、原則電子入札可能とする。また、紙での入札や契約締結を希望する事業者に対しては、申出書を提出させ理由の確認を行う。	R6年度末まで	A+	R5	入札について、原則、電子契約システムを活用した電子入札及び電子契約とし、入札説明書の交付等についても電子で行った。また、紙入札を実施している事業者に対して電子入札及び電子契約のメリットを説明し、勧奨を行った。	A	入札案件11件のうち、11件(100%)を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。電子入札率は昨年度100%(9件／9件)から90.9%(10件／11件)に、電子契約率は昨年度44.4%(4件／9件)から50.0%(5件／10件)に向上した。	-	R7年3月まで	入札担当者は理解を示しているものの、セキュリティによる問題等、事業者の都合により電子入札を実施していない場合もあり、勧奨のみでは限界がある。	継続的な取組が必要。電子入札システムを導入していない者に対し、電子入札及び電子契約を行くことのメリットについて具体的に提示のうえ、引き続き積極的に勧奨を行う。

※電子入札率、電子契約率の定義（「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等）。

語句	定義
電子入札率	電子応札案件数÷電子入札案件数
電子応札案件数	開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子入札案件数	入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
電子契約率	電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)
電子契約案件数	契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
電子入札によらない電子契約案件数	電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

評価	区分	説明
A+	効果的な取組	特に新規性、創意工夫が認められる高度な取組
A	発展的な取組	その定着を踏まえて、更に積極的に実施を検討すべき取組
B	標準的な取組	各府省庁とも確実に整備すべき基本的な取組

※2 進捗度

評価	定量的な目標	定性的な目標
A	目標進捗率 90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標進捗率 50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
C	目標進捗率 50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和6年度年度末自己評価結果(対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
<u>公共調達の促進</u> ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日)」を踏まえ、創業10年未満の中小企業者等について、競争参加資格の等級にかかわらず入札に参加できることを原則とする。	新規	入札案件全件(11件)について、等級の拡大を行った。	競争入札の際には、参加資格等級の拡大が可能であるか関係法令等を参照のうえ、検討を行った。
<u>調達事務の効率化</u> ・年間複数回の調達を実施している案件を抽出し、年間契約への移行を検討する。	継続	前年度複数回の調達を実施している案件1件(Wi-Fiルーターの貸借契約)について、年間契約へ移行した。	年間複数回以上の調達を実施している案件を抽出し、年度契約への移行について、他省庁の取組に係る情報収集を行うとともに、移行が可能であるか検討を行った。
<u>少額随意契約の改善</u> ・少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件については電子調達システムを活用したオープンカウンタ方式を実施し、公平性・透明性の確保を図る。	継続	オープンカウンタによる調達を3件(定期刊行物・コピー用紙・移動棚購入)実施し、調達に係る公平性・透明性を確保した。	-
<u>契約の事後検証の実施</u> ・各調達案件について、契約監視委員会の外部有識者による競争性、公正性等の事後検証を実施する。	継続	契約監視委員会を開催し、調達案件2件について、個別に事後検証を行い、公募による随意契約時に留意すべき点が明確となった。	-
<u>人材育成</u> ・会計担当職員の異動者を中心に、財務省が主催する研修などに積極的に参加させる。 また、会計担当以外の職員についても、調達事務に必要な知識や能力の向上を図るため、基本的な考え方を周知する。	継続	職員を財務省主催の令和6年度予算担当職員初任者研修や決算支援システム研修、会計法令遵守等支援事務研修等に参加させ、契約事務等に必要な専門知識を習得させた。	契約に関する留意事項について、局内LANに掲示し適時周知するとともに、担当課からの調達に関する質疑応答や仕様書に係る協議の際に、会計関係法令に関する基本的な考え方を周知することにより、会計担当以外の職員に係る調達事務の知識や能力の向上を図った。
<u>国庫債務負担行為の活用</u> ・複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。	継続	-	複数年度契約を行うことにより調達価格の低減が期待できる案件について、抽出・検討を行った。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日)

意見聴取事項

令和6年度に実施した取組、自己評価全般について、ご意見をお聞かせ願います。
また、調達改善計画を推進する上で、今後の計画に反映すべき課題又は改善策がありましたら、ご意見をお聞かせ願います。

外部有識者氏名	役職	意見聴取日	意見等	意見等への対応
工藤 裕子	中央大学法学部 教授	R7.6.16	・今後、障害者就労施設からの優先調達等、政策志向型の取組についても計画に含めてはどうか。	・当事務局では既に障害者就労施設からの調達を実施しているところであるが、他省庁の調達改善計画の取組状況を踏まえ、来年度以降における計画への追加を検討いたします。
大森 明	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院・ 経営学部教授	R7.6.16	・様式1の「適切な随意契約の締結」に係る「取組の効果」欄について、価格交渉により削減した実績額に加え件数も記載してはどうか。 ・継続してオープンカウンタ方式を活用されたい。 ・今後、低入札案件に係る適切な調査についても計画に含めてはどうか。	・様式1に件数(3件)を追記いたしました。 ・少額随意契約の基準が改正されたが、これまで一般競争入札を実施してきた案件についても、引き続きオープンカウンタ方式を活用して参ります。 ・当事務局では低入札案件は少数であるが、今後の実績や他省庁における取組状況を踏まえ、必要に応じ計画への追加を検討いたします。
中村 豪	東京経済大学経済学部 教授	R7.6.16	・全体的に着実に調達改善に向けて取り組んでいる。 ・一者応札の改善に当たっては、年度末を避けるなど、公告時期についても留意されたい。	・引き続き、調達改善の取組を推進して参ります。 ・一者応札の改善に当たっては、適切な公告時期及び公告期間を設定して参ります。

契約種別規模に係る計数

様式4

(府省庁名 カジノ管理委員会)

【令和6年度】

(単位：件、円)

		契約件数	契約金額
競争契約		11	275,532,624
	うち一般競争契約	11	275,532,624
	うち指名競争契約	0	0
随意契約		30	2,351,430,096
	うち競争性のある随意契約	18	412,714,897
	うち競争性のない随意契約	12	1,938,715,199
合 計		41	2,626,962,720

		契約件数	契約金額
本省	公共工事等	0	0
	物品役務等	41	2,626,962,720
	小計	41	2,626,962,720
地方支分部局等	公共工事等	0	0
	物品役務等	0	0
	小計	0	0
全体	公共工事等	0	0
	物品役務等	41	2,626,962,720
合 計		41	2,626,962,720
一致チェック		0	0

(注1) 「競争性のある随意契約」については、「企画競争」・「公募」(「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」も含みます)を実施しているもの及び「予決令第99条の2又は第99条の3による随意契約(不落随意契約、不調随意契約)」の合計を記載してください。

「競争性のない随意契約」については、それ以外のものの合計を記載してください。

(注2) 「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいいます。

(注3) 「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいいます。

(注4) 「公共工事等」については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等の合計を記載してください。
「物品役務等」については、対象となる契約から上記の「公共工事等」に係る契約を除いたものの合計を記載してください。

(注5) 財務省へ提出なされる「契約に関する統計」の根拠となる資料と一致することを確認してください。

(注6) 作業後、一致チェックの欄が0になっているか確認してください。

応札状況に係る計数

様式5

(府省庁名：カジノ管理委員会)

【令和6年度】

○競争契約

(単位：件、円)

応札者数	一般競争契約				指名競争契約				合計			
	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合
1者	4	36.4%	231,850,025	84.1%	0		0		4	36.4%	231,850,025	84.1%
2者以上	7	63.6%	43,682,599	15.9%	0		0		7	63.6%	43,682,599	15.9%
合計	11		275,532,624		0		0		11		275,532,624	
一致チェック	0		0		0		0		0		0	

○競争契約のうち総合評価落札方式

(単位：件、円)

応札者数	一般競争契約				指名競争契約				合計			
	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合
1者	3	100.0%	228,536,000	100.0%	0		0		3	100.0%	228,536,000	100.0%
2者以上	0	0.0%	0	0.0%	0		0		0	0.0%	0	0.0%
合計	3		228,536,000		0		0		3		228,536,000	

○競争性のある随意契約

(単位：件、円)

応募者数	企画競争				公募				不落・不調			
	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合	契約件数	割合	契約金額	割合
1者	0		0		12		412,080,837		0		0	
2者以上	0		0									
合計	0		0		12		412,080,837		0		0	
(移行分)					0		0					
(除外分)					6		634,060					
一致チェック					0		0					

- (注1) 本様式には、「一般競争契約」、「指名競争契約」、「企画競争」、「公募」を実施しているもの及び「予決令第99条の2又は第99条の3による随意契約（不落・不調）」により契約の相手方を選定した契約について、契約の相手方及び当該競争に参加した応札（応募）者数ごとの区分に従い契約件数及び契約金額を記載してください。
- (注2) 「競争契約のうち総合評価落札方式」の欄には「競争契約」に記載したもののうち、総合評価落札方式によるものの、契約件数、契約金額を記載してください。
- (注3) 公募を実施した結果、複数者からの応募があり一般競争契約、指名競争契約又は企画競争に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（一般競争契約、指名競争契約又は企画競争）により整理し、公募として整理はしないでください。
なお、この場合における応札（応募）者数の区分は、公募後に行った一般競争契約、指名競争契約又は企画競争に参加した応札（応募）者数により整理してください。
また、公募を実施した結果、複数者からの応募があり一般競争契約、指名競争契約又は企画競争に移行した契約については、「公募」の「（移行分）」欄に契約件数、契約金額を記載してください。
- (注4) 『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、「公募」の「一者」欄には記載せず、「公募」の「（除外分）」欄に契約件数、契約金額を記載してください。
- (注5) 公募において、応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募の「1者」として整理してください。
- (注6) 企画競争による随意契約の1者応札について、複数年継続する事業（国庫債務負担行為による複数年契約ではないもの）の次年度以降の集計も企画競争による随意契約の1者応札として集計している場合は、欄外に注記を記載してください。
【記載例】企画競争による随意契約の1者応札は、〇〇経費に係る継続案件を含む。
- (注7) 再度入札を実施した一般競争契約又は指名競争契約に係る応札者数は、初度の入札における応札者数により区分してください。
- (注8) 作業後、一致チェックの欄が0になっているか確認してください。